

第5回改定における一般原則の見直し（第4回改定との比較）

平成 21 年 12 月設定（第 5 回改定）

第 3 項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記

(1) 分類表の構成

職業分類の分類表の構成は、大分類（12）、中分類（74）及び小分類（329）の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。

大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。

大分類	中分類	小分類
Aー管理的職業従事者	4	10
Bー専門的・技術的職業従事者	20	91
Cー事務従事者	7	26
Dー販売従事者	3	19
Eーサービス職業従事者	8	32
Fー保安職業従事者	3	11
Gー農林漁業従事者	3	12
Hー生産工程従事者	11	69
Iー輸送・機械運転従事者	5	22
Jー建設・採掘従事者	5	22
Kー運搬・清掃・包装等従事者	4	14
Lー分類不能の職業	1	1
(計) 12	74	329

(2) 分類符号の表記

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類Lー分類不能の職業を除く。）。

ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。

エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1 から 9 までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が 9 のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。

平成 9 年 12 月改定（第 4 回改定）

第 3 項 分類の構成

この職業分類は、大分類、中分類及び小分類からなる 3 段階分類であり、その構成は、大分類 10、中分類 81、小分類 364 となっている。

なお、大分類〔I 生産工程・労務作業者〕については、製造の職業、定置機関等の運転の職業、建設の職業、採掘の職業等広範な職業を包含していることから、更に詳細に統計結果を表示する際の利便を考慮し、亜大分類〔Iー 1 ～Iー 3〕を設けた。

大分類	亜大分類	中分類	小分類
A 専門的・技術的職業従事者		20	75
B 管理的職業従事者		4	10
C 事務従事者		7	21
D 販売従事者		2	13
E サービス職業従事者		6	27
F 保安職業従事者		3	11
G 農林漁業作業者		3	14
H 運輸・通信従事者		5	21
I 生産工程・労務作業者	3	30	171
J 分類不能の職業		1	1
(計) 10	3	81	364

第 5 項 分類符号

日本標準職業分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が二けた、また小分類項目が三けたの数字で示されている。

また、同一中分類に含まれる小分類の末尾項目の上から三けた目の 9 の数字は、その項目が「その他の～」あるいは「他に分類されない～」という雑分類項目であることを示すものである。

第5回改定における一般原則の見直し（第4回改定との比較）

平成 21 年 12 月 設定（第 5 回改定）	平成 9 年 12 月 改定（第 4 回改定）
第 4 項 職業の決定方法 職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。 (1) 仕事が単一の分類項目に該当する場合 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。 (2) 仕事が複数の分類項目に該当する場合 複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。 ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合 (ア) 報酬の最も多い分類項目による（注 3）。 (イ) (ア) により難い場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注 3）。 (ウ) (ア) 及び(イ) により難い場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。 イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合（注 4） (ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注 3）。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。 （注 3）報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。 （注 4）経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。 (イ) (ア) により難い場合は以下による。 a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合 財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注 5）。ただし、大分類符号が E から K までの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。 E サービス職業従事者	第 4 項 職業の決定方法 職業は、個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により決定するが、複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、次の原則によって一つの分類項目に決定する（注 1）。<u>ただし、調査の目的によっては、職業の決定方法はこの原則によらないでもよい。</u> （注 1）個人の職業をこの職業分類に適用（格付け）する場合は、大分類から順次中分類、小分類へと適用する。 (1) 二つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合 ア. 就業時間（注 2）の最も長い仕事による。 イ. アにより難い場合は、収入（注 2）の最も多い仕事による。 ウ. ア及びイにより難い場合は、調査時最近に従事した仕事による。 （注 2）期間について、特に定めのない場合は通常の状態の、定めのある場合はその期間の就業時間又は収入により判定する。 (2) 一つの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合 ア. 就業時間（注 2）の最も長い仕事による。 イ. アにより難い場合は、技能の種類、性質及び程度などに着目し、次にあげる大分類項目の順位（(ア)～(ケ)）による。 （ア） 農林漁業作業者

第5回改定における一般原則の見直し（第4回改定との比較）

平成 21 年 12 月設定（第5回改定）	平成 9 年 12 月改定（第4回改定）
F－保安職業従事者 G－農林漁業従事者 H－生産工程従事者 J－建設・採掘従事者 K－運搬・清掃・包装等従事者 I－輸送・機械運転従事者 B－専門的・技術的職業従事者 D－販売従事者 A－管理的職業従事者 C－事務従事者 （注5）大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。 b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合 （a）該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。 （b）（a）により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。 （3） 資格及び見習い等の取扱い ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類 181 公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。 イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同じ分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。 （4） その他の特殊な取扱い ア それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当	<u>（イ） 生産工程・労務作業者</u> <u>（ウ） 運輸・通信従事者</u> <u>（エ） 保安職業従事者</u> <u>（オ） サービス職業従事者</u> <u>（カ） 専門的・技術的職業従事者</u> <u>（キ） 販売従事者</u> <u>（ク） 管理的職業従事者</u> <u>（ケ） 事務従事者</u> ウ、ア及びイのいずれにもより難しい場合は、主要過程又は最終過程の仕事による。

第5回改定における一般原則の見直し（第4回改定との比較）

平成21年12月設定（第5回改定）	平成9年12月改定（第4回改定）
該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、第4項(2)イの基準に照らして大分類A－管理的職業従事者又は大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの分類における分類項目に決定する。 イ 保安職業従事者の特例 自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。 ウ 専門的・技術的職業従事者の特例 研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。	(3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官・警察官・海上保安官・消防員を職業とする。